

京都市告示第121号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和8年5月7日

京都市長 松井孝治

道路の種類 市 道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
上賀茂経211 号線	左京区静海市原町710番地の1地先から 同町709番地地先まで	旧	メートル 43.50	メートル 9.26 ~ 13.10
		新	43.50	8.86 ~ 11.49

(建設局土木管理部道路明示課)